

Bee プラン始動！ ～北西圏域の災害時公衆衛生支援システムの構築に向けて～	
北多摩西部保健医療圏	
実施年度	開始 平成25年度 終了（予定） 平成27年度
背景	東日本大震災後、都は防災計画を改定し、災害時医療体制の構築など起こり得る大震災への準備を進めている。多摩立川保健所は、平成23年度から、大災害により圏域が大きく打撃を受けた場合の災害時要援護者対策等について、地域保健医療協議会等において検討を重ねてきた。平成24年7月の同協議会においてその基本的な方針を災害時公衆衛生活動「Beeプラン」として提起し、「中間のまとめ」を行った。今後は、都の災害施策や各市の地域防災計画の見直し等に合わせて、Beeプランの具体的内容を検討し、圏域の災害時公衆衛生体制の整備を進めていくとしていた。
目標	3年間の目標として、災害時要援護者等のハイリスク者に対し必要な支援が円滑に実施されるよう、保健所を公衆衛生の拠点とした情報連絡網の構築及び圏域共通の災害時保健活動マニュアルの作成を設定していたが、平成25年6月に災害対策基本法の一部改正があり、市町村の責務が明確化されたことや当圏域の市保健師が災害時の支援等に携わった者が少なく、災害時保健活動等について具体的なイメージが持てないこと、各自治体の地域防災計画等に公衆衛生看護活動の視点が十分に反映できていないことなどから、本プランの目標について再検討を行った。その結果、本プランでは、「保健師の災害時保健活動のスキルアップに向けた取組」に焦点をあて実施することとし、3年間の目標として、①圏域の保健師が災害時保健活動について具体的なイメージを持ち、自らの役割についての認識を深める②災害時に迅速な初動活動を行うための保健活動体制整備に向けた取組を行うとした。
事業内容	【25年度】圏域各市の情報収集と圏域保健師の意識啓発、きっかけづくり 1 事業実施における実施体制の調整と意識の共有化 2 災害時保健活動に関する研修会の実施 3 圏域各市の地域防災計画などの基礎情報の収集及び確認
評価	これまで災害被災地への支援に携わった市の保健師が少なかったことから、災害時の混乱状況や迅速な対応が求められることに対する体験「HUGゲーム」を実施することで、平常時からの準備の重要性や災害時の配慮の視点等についての理解を深めることが出来た。また、自市の地域防災計画の状況を確認したうえで研修に参加することで、自市の地域防災計画における保健活動の内容や求められる役割について把握し、災害時の保健活動を具体的に考えていく契機となった。 また、災害対策に関する取組等の情報把握のため、2市の防災主管課との意見交換を行ったことにより、防災主管課との顔の見えるつながりが出来、ホームページ等の情報からは把握できない計画策定における課題や取組への苦労などを把握することが出来た。さらに防災主管課において対策を立てる中で、災害時に外部の応援保健師が国を通じて派遣されることが全く認識されてないことが確認できた。これらの状況を踏まえ、圏域各市に対する応援保健師の有効活用のための情報提供や、各市の保健師による被災者支援の体制整備の推進の必要性が確認できたことは大きな収穫であった。
問い合わせ先	多摩立川保健所 企画調整課 企画調整係 電 話 042-524-5171 ファクシミリ 042-528-2777 E-mail S0000346@section.metro.tokyo.jp

## Bee プラン策定の背景

- ◆ 北多摩西部保健医療圏域では、国の「災害対策基本法」の改正や都の「災害時要援護者への災害対策推進のための指針」の改訂に先行して、地域保健医療協議会において平成23年度及び平成24年度の2か年間にわたって災害時における保健所の役割と要援護者等対策についてのあり方の検討を行い、平成24年7月、基本的な考え方と取組の方針を圏域における災害時要援護者等対策「Beeプラン」として、中間のまとめを行った。

## Bee プランとは

- ◆ 災害時要援護者等に関する情報収集・評価・分析を行い、効果的に必要な支援につなげるための保健所及び圏域各市の協働のしくみ・活動をいう。（H24.7「中間のまとめ」より）
- ◆ Beeプランでは、発災時、災害時要援護者等を中心とした住民の安否確認や避難先の情報収集を行う、保健所と市の担当者から構成される情報連絡体制「Bee チーム」を発動し、災害のフェーズごとに必要な支援を把握するとともに、保健所は圏域の公衆衛生の拠点として必要なマンパワー等のアセスメントや現地とのコーディネートを行う。（H25.9改定「東京都北多摩西部保健医療圏地域保健医療推進プラン」より）

「Beeプラン」…発災時の混乱の中で、機動性と主体性を持ちながら情報を収集する保健活動を、各個体が飛び交いながら蜜を収集し、全体として高度に組織的な行動を行うミツバチになぞらえて考えた名称

## Beeプランの目指すところ

- ◆ 国は、平成25年6月、東日本大震災における障害者の死亡率が一般住民全体の2倍にのぼった事実を教訓として、災害対策基本法を改正し、「要配慮者」（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）についての避難支援等を実施する基礎とするための避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、平常時は必要に応じて、災害発生時は本人の同意なしで消防や民生委員等避難支援に関与する者に提供できることとした。これを受けて、圏域各市では避難行動要支援者の登録・名簿の作成や地域の支援団体及び支援者への情報提供のしくみ、災害発生時の対応等についてのマニュアル作成が進んできている。
- ◆ 平成24年度の6市・保健所保健師リーダー会での情報交換から、圏域各市の保健師のうち、被災地経験者は各市1名もしくはいない状況であり、災害時の保健活動については、「現在の地域防災計画では具体的に動けない。」「保健活動について検討しなければならないが、何から何をどのように考えたらよいか見当がつかない。」「防災計画に保健師の役割としての記載

はない。」等、まずは保健師自らが具体的なイメージを持ち、自らの役割についての認識を深めることの必要性を把握した。

上記のとおり、当初の計画時点と状況が変化していることや、圏域の保健師との情報交換の結果から、当初計画で掲げた目標を達成していくには、まず各市の保健師自らが災害時の保健活動及びその活動を担う市保健師の役割について認識を深めること、さらに災害時保健活動の体制整備に向けた取組を行うことの必要性が確認できた。各市において保健師が効果的な災害時保健活動を行うことは、「Beeプラン」の効果的な運用を図ることに必要不可欠であるため、本プランでは、「保健師の災害時保健活動のスキルアップに向けた取組」に焦点をあて実施することとした。そして3年間の目標として、①圏域の保健師が災害時保健活動について具体的なイメージを持ち、自らの役割についての認識を深める②災害時に迅速な初動活動を行うための保健活動体制の構築に向けた取組を行うとした。

## 平成25年度の取組

### 1 事業実施における実施体制の調整と意識の共有化

○所内実施体制の調整（係内打合せ及び調整）：6回／年実施

	実施日	内 容
1	4月18日	課題別地域保健医療推進プラン計画に至る経過、実施計画、内容等の共有及び協議
2	7月16日	所内研修打合せ
3	10月24日	計画の見直し、今後の実施計画、内容等の共有及び協議
4	11月1日	研修実施に向けた打合せ及び今後の予定の確認
5	12月5日	研修実施に向けた打合せ及び今後の予定の確認
6	3月3日	研修実施に向けた打合せ及び次年度計画

○所内調整及び圏域市との調整

#### ・所内保健師5係会の開催

【実施日】11月20日

【参加者】地域保健推進担当課長、地域保健第1、2係長、各業務担当リーダー及び各市担当リーダー保健師、感染症対策係長、保健医療係保健師、企画調整係保健師

【内 容】これまでの経過、実施計画、内容等の共有と協議

#### ・圏域6市・保健所保健師リーダー会の開催

【実施日】1月29日

【参加者】圏域6市保健師リーダー（主として保健衛生主管課保健師）、地域保健推進担当課長、地域保健第1、2係長、保健所各業務担当リーダー及び各市担当リーダー保健師、感染症対策係保健師、企画調整係保健師

【内 容】実施計画、内容等の周知と共有

## 2 災害時保健活動に関する研修会の実施

### ○所内研修

「平常時から行っておくことは…～避難所運営ゲーム（HUG）から考えてみよう～」

【実施日】7月30日

【参加者】保健所職員

計19名（管理職4名、保健師7名、栄養士1名、事務7名）

【内容】① 講義「災害被災地の避難所の状況」

講師：日高 津多子（多摩立川保健所 地域保健推進担当課長）

② 演習「避難所運営シミュレーション（HUG体験）」

③ 意見交換

### ○第1回研修（兼 中堅期保健師研修）

「災害被災地での保健活動の実際と避難所運営シミュレーション（HUG体験）」

【実施日】12月17日

【参加者】① 圏域6市及び保健所保健師リーダー

② 圏域6市及び保健所の中堅期保健師（目安：入職5年以上）

③ 圏域6市保健衛生主管課職員 等

計28名（保健師21名、事務7名）

【内容】① 講演「過去の災害被災地の保健活動の実際と課題」

講師：奥田 博子氏（国立保健医療科学院生涯健康研究部 上席主任研究官）

② 演習「避難所運営シミュレーション（HUG体験）」

③ 意見交換

### ○第2回研修

「災害が起きる前に、起きた時に、私達は何をしなければならないか」

【実施日】3月6日

【参加者】① 圏域6市及び保健所保健師

② 圏域6市の災害対策関係部署職員 等

計23名（保健師19名、栄養士1名、事務3名）

【内容】① ビデオ視聴「阪神・淡路大震災～災害時の保健婦の活動～」

② 講演「これまでの災害被災地支援の経験から」

講師：日高 津多子（多摩立川保健所 地域保健推進担当課長）

③ 講演「災害が起きる前に、起きた時に、私達は何をしなければならないか」

講師：宮崎 美佐子氏（国立大学法人千葉大学大学院看護学研究科 教授）

④ 意見交換

### 3 圏域各市の地域防災計画などの基礎情報の収集及び確認

#### ○市の防災主管課へ災害対策に関する取組等の情報把握のため訪問

《立川市》 【実施日】 1 2 月 2 0 日

- 【内 容】 ① 立川市地域防災計画の策定、見直しにおける庁内連携について  
 ② 地域の減災・防災に関する取組について  
 ③ 避難行動要支援者（要援護者）対策について  
 ④ 災害時の保健師活動について

《国分寺市》 【実施日】 1 月 2 0 日

- 【内 容】 ① 国分寺市地域防災計画の策定、見直しにおける庁内連携について  
 ② 地域の減災・防災に関する取組について  
 ③ 災害医療・救護等について  
 ④ 避難行動要支援者（要援護者）対策について  
 ⑤ 災害時の保健師活動について

#### ○市の地域防災計画の内容について情報収集及び確認

- ・ 被害想定（規模、避難者数、帰宅困難者数等）
- ・ 避難所設置計画（一次・二次、福祉避難所の数、受入れ者数等）
- ・ 地域の減災・防災に関する取組・災害時における福祉保健部の役割
- ・ 災害時保健活動、医療救護対策、災害時要援護者対策  
 などの情報収集を現在も引き続き実施している。

### 平成 2 5 年度の評価

これまで災害被災地への支援に携わった市の保健師が少なかったことから、災害時の混乱状況や迅速な対策のイメージがほとんどなかったが、「HUG ゲーム」を実施することで、平常時からの準備の重要性や被災事例に対する配慮すべき事項を理解できるようになった。

また、研修前に自市の地域防災計画の状況を確認したうえで研修に参加することで、自市の地域防災計画における保健活動の内容や求められる役割について把握し、災害時の保健活動を具体的に考えていく契機となった。

災害対策に関する取組等の情報把握のため、2市の防災主管課との意見交換を行ったことにより、防災主管課との顔の見えるつながりが出来、ホームページ等の情報からは把握できない計画策定における課題や取組への苦労などを把握することが出来た。また、災害時に外部の応援保健師が国を通じて派遣されることに関する情報については、防災主管課では全く認識されておらず、庁内の連携体制についての課題を確認できた。

今年度、圏域各市の保健師自身が、まず被災地となった場合の具体的なイメージを持ち、被災地の行政保健師として災害時保健活動を担うために必要な体制を整備するための準備を開始する必要があること、防災主管課との連携体制づくりに積極的に取り組む必要があること等の課題を具体的に認識できたことは大きな収穫であり、この成果は、平成 26 年度の各市における災害時保健活動の体制整備に生かしていきたい。

# 障がい児・者施設における感染症予防自主管理体制の推進と施設間ネットワークの構築

北多摩西部保健医療圏

実施年度	開始 平成25年度	終了(予定) 平成26年度
背景	<p>社会福祉施設においては感染症発生時、保健所への報告基準が設けられているが、これまで障がい児・者施設(以下、障がい者施設と略す。)からは、対応についての相談が少なく、感染症対策の実態が不明なところも多かった。3障害それぞれの特性や常勤看護職の配置が少ない状況を考慮すると、障がい者施設に対する感染症及び感染拡大防止に関する知識を提供し、ネットワーク構築により施設共通課題を解決する等により、施設の感染症自主管理体制を推進することが必要と考えた。</p> <p>当保健所では、平成15年度より保育園において感染症予防のためのキーパーソン育成講習会を開始し、その後各市代表の世話人会形式での保育園ネットワーク連絡会を継続し、感染症自主管理体制の強化と、施設間ネットワークの構築に取組み、自主化してきた経緯がある。平成20年からは高齢者施設に対しても実施した取組み方法を用い、障がい者施設における感染症自主管理体制の強化に取組むことにした。</p> <p>なお、市の障がい者施設主管課の協力を得ることで、市の中でネットワークが定着しやすいと考え、市と保健所が協働で、感染症対策を推進することを目標とする。</p>	
目標	<p>【計画全体目標】情報共有の場となるネットワーク連絡会を通して、施設の自主管理促進と施設間のネットワークの構築を図り施設の感染症予防対策を推進する。</p> <p>【25年度目標】各市の障がい者施設主管課と協働しながら、障がい者施設向けに感染症対策についての勉強会を実施し、各市の感染症対策の実態把握を行う。</p> <p>【26年度目標】各施設が主体的に情報交換できる関係構築のため、①世話人形式で施設における感染症マニュアル作成のポイント集の作成を行い、②成果報告を兼ねて障がい者施設ネットワーク連絡会を6市全体で開催し、障がい者施設の感染症対策強化を図る。</p>	
事業内容	<p>【平成25年度事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各市の障がい者施設主管課を訪問し、状況把握と協力依頼を行う</li> <li>(2) 各市に出張して感染症勉強会を開催し、知識の普及を図る</li> <li>(3) 6市全体での情報交換会を開催し、課題の整理、課題解決のための方法の検討、次年度に向けた動機付けと選出の準備を行う。</li> <li>(4) 各市障がい主管課からの情報、及び勉強会、講演会各々の参加者アンケートを通し、障がい者施設における感染症対策の課題を探る。</li> </ol>	
評価	<p>平成25年度は、6市の障がい主管課を回り主旨説明と協力依頼を行い、出張による勉強会と保健所での講演会を企画、実施した。一連の取組みを通して各市障がい主管課と連携しやすくなり、出張して勉強会を行ったことで多忙な障がい者施設職員にも参加しやすい形の勉強会を実施できた。さらにまとめの講演会を管内6市合同で実施したことで、参加者は他市の状況を知ることができた。参加者のアンケート調査結果からも、25年度の目的とした感染症自主管理強化のための知識の付与と、注意喚起、および次年度事業への参加動機付けを達成できたと考える。</p>	
問い合わせ先	<p>多摩立川保健所 保健対策課 感染症対策係            電話 042-524-5171            ファクシミリ 042-528-2777            E-mail S0000346@section.metro.tokyo.jp</p>	

北多摩西部

1 事業実施の背景

- 平成15年から感染症の平常時対策として、保育園を対象とした事業を継続してきた。

保育園ネットワーク連絡会



- 平成20年から高齢者施設連絡会も開催

成果：感染症対策の知識の普及、  
 保健所への報告・相談の増加（拡大防止の意識の向上）  
 市内施設間連携の構築（保育園ネットワークは各市の中に連絡会を作り自主化）

集団施設の種別をみたところ、障害者施設からは報告・相談も少ない。  
 発生時の訪問調査では、施設内で感染症対策の体制が整備がされていないところが多かった。  
 また、施設ごとに独自の課題があり、全体像が推測しづらい状況があった。

保育園、高齢者施設への取組みを再構築し、H25, 26年度は障害者施設への対策にシフトする

2 取組みの概要

1 目標

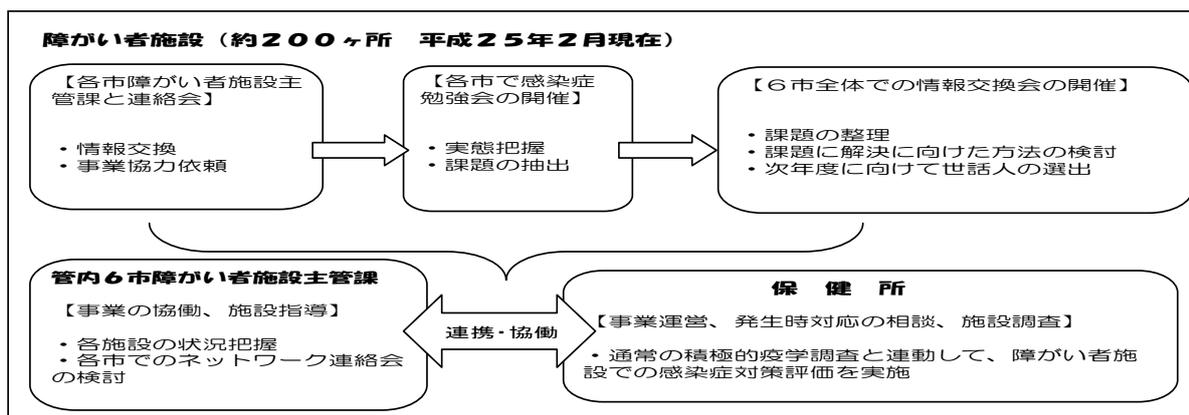
- 全体：障害者施設における感染症自主管理体制の推進と、施設間のネットワークの構築を図る。
- 【25年度】各市の障害主管課と協働しながら、障害者施設向けに感染症についての勉強会を実施し、各市の感染症対策の実体把握と対策推進のための基盤を整備する。
  - 【26年度】様々な障害種別、施設種別に係わらず使用できる感染症予防(対策)マニュアル作成のポイント集を作成する。

2 事業内容

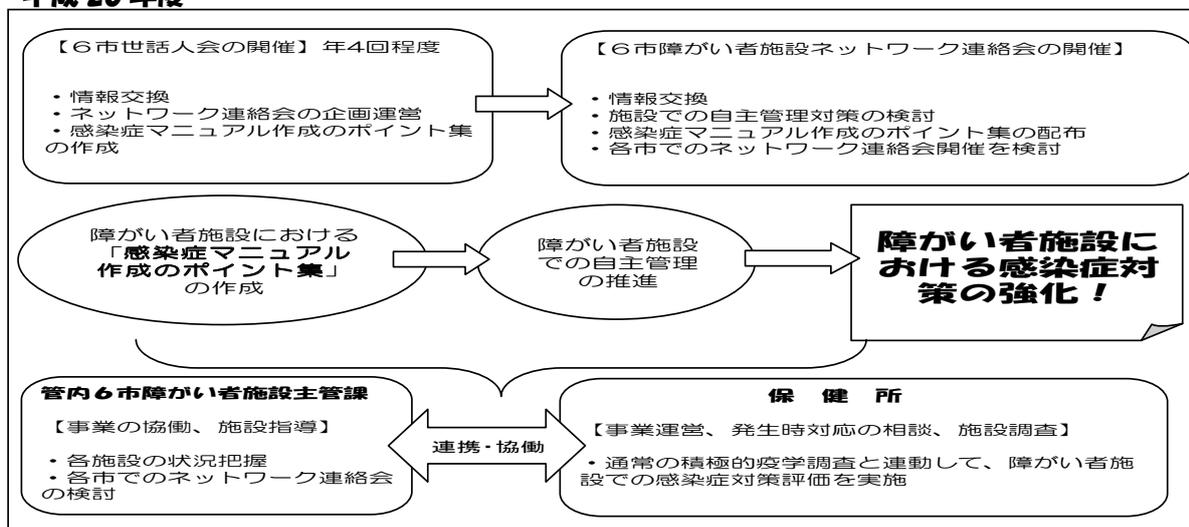
- 【25年度】
  - (1) 各市の障害者施設主管課を訪問し、状況把握と協力依頼を行う
  - (2) 各市に出張して感染症勉強会を開催し、知識の普及を図る
  - (3) 6市全体での情報交換会を開催し、継続した情報交換実施に向けた動機付けを行う。
  - (4) 各市障害主管課からの情報、及び勉強会、ネットワーク連絡会参加者アンケートを通し、障害者施設における感染症対策の課題を探る。
- 【26年度】
  - (1) 世話人形式で施設におけるポイント集を作成する。
  - (2) 成果報告を兼ねて講演会を開き、市内及び管内のネットワーク作りを行う。

### 3 障害者施設ネットワーク連絡会のイメージ図

#### 平成 25 年度



#### 平成 26 年度



### 4 平成 25 年度事業実績

#### (1) 障害者施設主管課との連携

目的：各市の障害者施設の状況、市内の障害者施設ネットワークの状況を把握する。

障害主管課との連携に基づいた事業運営を行うための基礎を作る。

対象：多摩立川保健所管内の市役所障害主管課 6カ所

時期：平成 25 年 5 月から 6 月

方法：事前に電話連絡した上で、保健所保健師 2 名で訪問

結果：各市障害主管課協力のもと、下記感染症勉強会を開催することができた。

各市の障害者施設を対象とした会議の状況を把握できた。

#### (2) 感染症勉強会の開催

目的：○障害者施設職員に、感染症に関する正しい知識と最新情報を提供することで、圏域内の障害者施設における平常時対策の強化と発生時の感染拡大防止を図る。

○勉強会でのグループワークや情報交換を通して、施設間の連携を図りネットワーク構築の基盤を作る。

○現場スタッフの利便性を考慮し、保健所が出張して勉強会を行う

対象：各市障害者施設に勤務する職員、及び各市障害主管課職員

時期：平成 25 年 10 月から 12 月 各市 1 回のみ、2 時間で設定

方法：各市障害主管課に日程調整と会場確保をお願いした。

周知文は保健所で作成。配布は市に依頼し、申込みは保健所宛 FAX とした。

講義資料の作成と講師は、感染症対策係保健師が担当した。

内容：講義「障がい者施設における感染症対策について」

演習 吐物処理実習

グループワーク 「施設の感染症対策について振り返ろう」

結果：6市合計参加者：施設職員120名、障害主管課10名

成果：・保健所が出張し、参加者にとっては参加しやすい場所で実施したことで多くの参加を得た。

- ・感染症対策についての研修を初めて聞くという参加者も多く、更に学びたいとの声につながった。
- ・感染症対策について、取組み例を具体的に提示することにより、出席者が施設に帰った後、自施設で取組む意欲を喚起することができた。
- ・講義の内容を実習で体験してもらったことで、対策の必要性を実感してもらうことができた。
- ・グループワークで他施設と情報交換したことで、取組みの工夫や、方法を知ることができ、市内施設との情報交換の有効性を実感してもらうことができた。

### (3) 6市全体での情報交換会の開催

目的：○障害者施設職員に、感染症に関する正しい知識と最新情報を提供することで、圏域内の障害者施設における平常時対策の強化を図る。

○グループワークでの情報共有を通して、施設の自主管理促進と施設間のネットワークの構築を図り施設の感染症予防対策を推進すると共に、今後も継続した情報交換の必要性について動機付けを行う。

○施設管理職にも興味を持って参加してもらえる内容にする。

対象：各市障害者施設に勤務する職員、及び各市障害主管課職員

時期：平成26年2月 会場は多摩立川保健所

方法：周知文は保健所で作成。配布は市に依頼し、申込みは保健所宛 FAX とした。

内容：講義 「障害者施設に求められる感染症対策～監査の視点と具体的な取組例～」

講師 東京都福祉保健局指導監査部指導第一課障害福祉サービス検査係職員

講義 「障害者施設における感染症予防マニュアルの作成について」

講師 多摩立川保健所保健対策課感染症対策係保健師

グループワーク 「あなたの施設の感染症対策について」「マニュアルはありますか？」

結果：6市合計参加者：施設職員32名、障害主管課3名

成果：・参加32名中、13名が管理職

- ・より具体的な現場の課題を聞くことができた。
- ・各市ごとのグループで話われた内容を、まとめの時間に共有することで、他市の状況や、取組み、他市のネットワークの状況を知ってもらうことができた。
- ・監査部門からみた感染症対策をテーマにしたことで、管理的な立場の参加者も多く参加した。
- ・監査対策も感染症対策も特別なことが必要なのではなく、日々の取組みの中に感染症対策の視点を入れ、恒常的に取組むことや、仕組みづくりが大切という話を聞いてもらうことができた。
- ・次年度の世話人に3市から5人が立候補された。

#### (4) 障害者施設の状況把握

- 目的： ①既存のネットワークを活用するため  
②障害者施設における感染症対策を普及するため
- 方法： ①障害主管課からの聞き取り、および  
②勉強会、講演会のグループワーク、アンケートから読み取る
- 結果：

##### ①障害主管課訪問による状況把握

- 各市における障害者施設の会議開催状況は、障害種別ごとに開催している市、サービスの種類ごとに開催している市、設立準備中など様々であった。
- 開催回数はほとんどが2ヶ月に一度で、時間は市によって様々であったが実務者が参加しやすいように業務終了後の夜間に開催している市もあった
- 市が事務局を務める市が多かったが、家族も含めたネットワークができている市もあった。連携の強い市は、既存のネットワーク活動に感染症対策を取入れる等の展開が期待できた。

##### ②グループワークでの話し合い、アンケート結果による状況把握

質問内容：「感染症対策について」「マニュアルについて」「施設内研修について」

- 感染症対策の必要性を認識した。
- 必要だと思うが難しい。
  - ・ 職員の共通理解を得ること（研修の企画、危機意識の醸成）
  - ・ 資源の確保（費用、人、時間）
  - ・ 家族への指導
  - ・ 障害特性による
- 自施設の取組みの紹介
  - ・ マニュアルの活用方法
  - ・ 研修の実施内容、方法
  - ・ 効果のあった取組み 等

成果：各市の状況や、現場職員の生の声を知ることができ、障害者施設の感染症対策を検討する上で、貴重な情報収集ができた。

#### **5 平成25年度 事業の評価**

平成25年度は、6市の障害主管課の協力のもと、出張による勉強会と保健所での講演会を企画、実施した。

丁寧に各市障害主管課を回り主旨説明を行ったことで、主管課の理解と協力を得やすくなり、スムーズな事業運営につながった。

日程調整、会場確保等を市にさせていただき、出先で勉強会を実施できた。これは今後各市の中に障害者施設のネットワークを築いていくための、地域力の育成のためにも重要な取組みと考える。

6市の情報交換会を実施したことで、参加者は他市の状況を知ることができた。講演内容を監査の視点としたことで、施設の管理職にも関心を持ってもらうことができた。

こうした取組みを通して、障害者施設の状況を把握できた。

世話人への立候補が多く得られたことに、関心の高さを実感できたとともに、次年度へのよいつながりができた。

参加者のアンケート調査結果からは、感染症対策の必要性とともに、自分の施設で取組む困難さを実感したという声も多かった。こうした参加者の思いを丁寧に分析していくことで、より現場で活用できるポイント集作成に近づけることができると考える。

総体的にみて25年度の目的とした感染症自主管理強化のための知識の付与と、注意喚起、および次年度事業への参加動機付けを達成できたと思う。

**6 平成26年度の課題**

障害者施設が感染症対策に取り組む上での課題は、

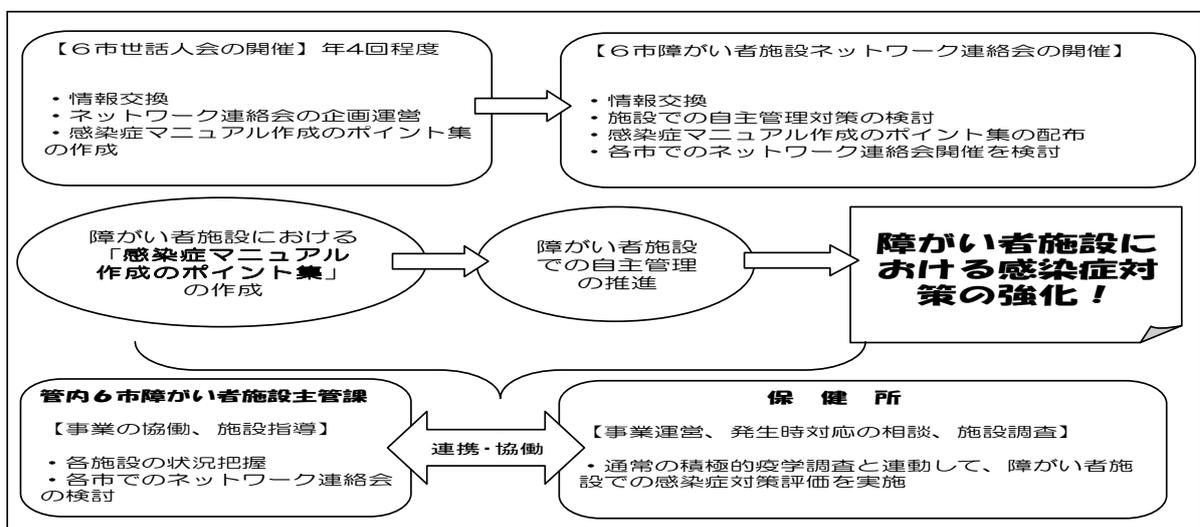
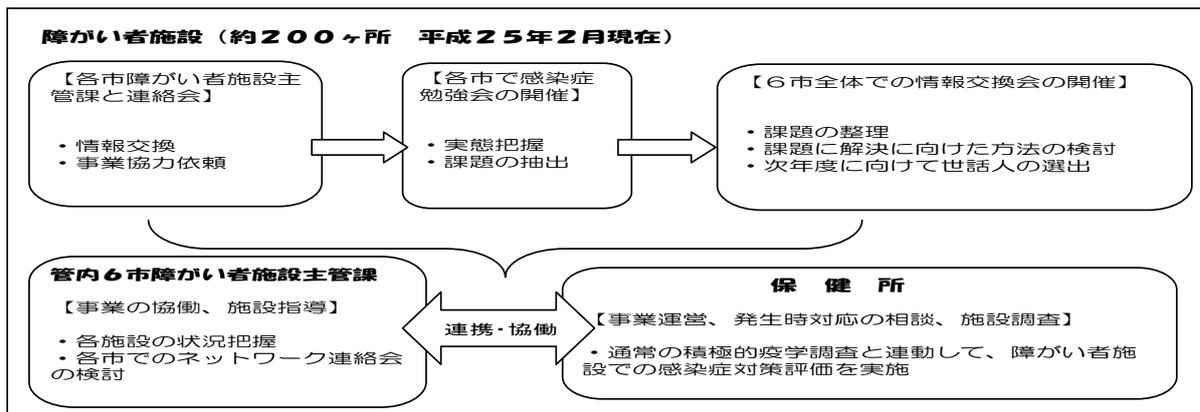
- ・ 障害種別や障害の程度により、利用者自身の状態の個人差が大きいため、利用者に合わせた支援が必要。
- ・ スタッフが感染症対策の基本を理解した上で、利用者の力量に合わせて応用できる（支援の質と量を調節できる）ための方法も必要。
- ・ 感染拡大防止には、施設内対策だけでなく家族への指導も必要。
- ・ 多忙かつ医療職の少ない現場で活用できるためには、簡潔でわかりやすいことが必要。
- ・ 一人の利用者が複数の施設を利用して生活しているため、プライバシーに配慮しつつ情報共有できる関係作りも必要。

こうしたことを踏まえて、自主管理促進の足掛かりとしてのポイント集をいかに現場で活用しやすい物にしていくか、また、ポイント集作成の取組みを通してネットワークを構築していくか等について、現場の声を反映し活用しやすいポイント集を作成できるよう、検討を重ねたい。

**7 平成26年度 事業の予定**

世話人選出を各市に依頼し、世話人会を開催して、マニュアル作成のためのポイント集の作成に取り組む。障害種別、施設の種別があっても、応用して使えるマニュアルにするために押さえておくべきポイントを確認し、さらに現場の工夫も紹介し、活用できる資料を作成する。

完成報告を兼ねて、平成26年度第四四半期に、報告会を開く。



# 多摩地区における食品衛生自主管理認証施設に関する普及啓発

北多摩西部保健医療圏

実施年度 開始 平成25年度 終了 平成25年度

**背景**  
食品衛生自主管理認証制度は、発足以来10年目を迎えるが、認証施設数が伸び悩んでいる。その最大の原因は、食品事業者が認証取得のメリットを感じられ難いことである。都HP（食品衛生の窓）にて認証取得施設の名称一覧が表示され、写真1枚と200字程度のPR文が掲載されているが、この部分を閲覧する都民の数は限られており、売り上げ増につながるかは疑問視される。また、商品や配送車への認証シール表示が可能になるが、未だシールの図柄自体の認知度が低く、都民へのアピール度も高いとは言えない。そこで、認証取得施設をPRするために有効な広報手段を広報媒体の選択や製作方法、活用方法について検討した。

**目標**  
○ 都民に対するアピール性の高いデザイン装丁の普及啓発資材を作成し、より多くの都民がそれを手にすることにより、自主管理認証取得施設を都民、事業者に広く知らしめる。  
また、その結果として、事業者の認証取得へのモチベーションを高める。  
○ 様々な配付ルートにより普及啓発資材10,000部を配付する際、都民向けPR媒体の配置場所としてどこが効果的な箇所であるか、データを把握する。

**事業内容**  
○ 管轄保健所への協力依頼  
該当する施設に対し、管轄保健所を通じて事業の趣旨説明、協力依頼をした。  
○ 各施設からのPR記事の収集  
一定のフォーマットにより各施設の記事を作成した。その内容には、衛生管理の概要とともに主な商品とPRポイント、施設の写真等を含めた。  
○ 普及啓発資材の作成  
都民の興味を引きやすい内容となるよう、旅行ガイドやタウン誌を参考にデザインし、手持ちしやすいA5版36ページに印刷した。  
○ 都民、事業者への配布  
多摩地区の保健所に協力を求め、各市役所等へ配置した。また、今後定期的に配付実数等を把握し、周知状況等を把握する。

**評価**  
○ 事業に対する認証施設からの評価  
自主管理認証制度と認証取得施設を消費者向けに広報することについて、モチベーション高揚につながるなどの評価を受けた。  
○ 事業に対する協力を依頼した保健所からの評価  
事業当初に行った認証施設への協力要請などの協力について、施設によっては難航した事例があり、負担があったこと、印刷物の配布に当たって配布先の選定や事業説明に苦慮したことなどが報告された。また、一般消費者向けの宣伝材料として1万部は少ないが、保健所が配布する量としてはこの量が限度であると思われた。  
○ なお、配布状況調査やこの印刷物を手に取った消費者の評価などについては今後調査を行う。  
事業を進める中で行った認証施設へのインタビューから、社内全体の衛生意識の向上や製造、調理現場の社員の資質の向上に認証制度が役に立っているものの、このことが都民へのアピールに結びついていないことが再確認できた。東京都は制度の一般認知を高めることで認証制度の発展に努めるべきであるとの意見もあり、一般消費者への広報に更なる工夫が必要であると思われた。

**問い合わせ先**  
多摩立川保健所 生活環境安全課 食品衛生係  
電話 042-524-5171  
ファクシミリ 042-528-2777  
E-mail S0200165@section.metro.tokyo.jp

## 1 目的

東京都食品衛生自主管理認証制度（以下「制度」という。）は、食品関係事業者（以下「事業者」という。）の自主的衛生管理の推進を目的として、平成15年に発足して以来10年が経過するが、認証取得施設数が未だ400程度と伸び悩んでいる。その最大の原因は、制度の知名度が低いことから、事業者にとって認証取得のメリットが感じられ難いことである。福祉保健局ホームページ「食品衛生の窓」にて制度を紹介するページが設けられ、認証取得施設（以下「認証施設」という。）はその名称及び基本情報が掲載されるが、このコーナーを閲覧する都民の数は限られており、施設の知名度向上につながるか疑問視される。また、認証施設は施設、製品パッケージ、店頭ポップ、ホームページ等に認証を取得している旨のマーク（以下「認証マーク」という。）を掲示することができるが、未だにこの認証マーク自体の認知度が低く、都民へアピールする効果も高いとは言えない。

そこで、都民に対する制度の知名度を向上させ、事業者の認証取得に対する意欲を高めるため、制度の内容及び認証施設をPRする普及啓発リーフレットを作成した。

## 2 作成方法

(1) 作成期間 平成25年8月から平成26年2月まで

(2) 対象施設 多摩地区（八王子市及び町田市を含む。）の認証施設

(3) 作成方法

ア 管轄保健所への協力依頼

多摩地区を管轄する各保健所（都保健所4箇所、八王子市保健所及び町田市保健所）に対し、該当施設への連絡（事業の趣旨説明、協力依頼等）及びリーフレットの配布について協力を求めた。

イ 代表的施設に対する取材

多摩地区の認証施設のうち、都民が直接利用する機会の多い施設や各業種のうち代表となる施設を訪問し、施設のアピールポイント、PRしたい商品、衛生管理への取組、認証を取得して感じるメリット等について取材を行った。

ウ その他の施設に対する基本情報掲載可否の確認

取材を行っていないその他の施設については、その基本情報のみを掲載することとし、掲載可否の確認を行った。

エ 普及啓発リーフレットの編集及び印刷

各施設に対する取材、インタビューをもとに、都民の興味を引きやすい内容になるよう、印刷業者へのデザイン委託を含めて編集を行い印刷した（全36ページ、1万部）。

## 3 作成結果及び考察

(1) 内容

ア タイトル（図1）

食の安全・安心に係る内容であること、認証マークに掲げている「東京都食品衛生マイスター」である認証施設を紹介する資材であることが簡潔に伝わるよう、「『たべる』をまもる 信頼のマイスターリスト」とした。

イ 認証制度の概要説明（図2）

本文1ページ目に、東京都自主管理認証制度とはどのような制度なのかを紹介するページを設け、制度の概要・仕組み及び認証マークの説明を掲載した。

ウ 代表的施設の紹介 (図3)

飲食店等都民が直接利用できる施設や、お菓子工場等都民が購入可能な商品を製造している施設については、各々1ページ分の紹介コーナーを設け、施設のPR、主要商品の紹介、衛生管理のポイント及び基本情報について写真を添えて掲載した。都民にとって身近な施設であるため、興味を持ってもらいやすい内容、デザインになるよう工夫した。

エ 業態別施設の紹介 (図4)

病院、福祉施設等、地域に密着した業態については、多摩地区の地図上に場所を示し、施設名及び基本情報を掲載した。また、都民が直接利用する機会がほとんどない卸売製造業、学校食堂・社員食堂等については施設名及び基本情報のみの掲載とした。

オ インタビューコーナー (図5)

各業種のうち代表となる施設を選出し、認証取得に至った経緯、衛生管理の上で工夫をしている点、認証を取得して良かったことやメリットとを感じる点について取材し、インタビュー形式の記事を掲載した。



図1 表紙



図2 認証制度の概要説明



図3 代表的施設の紹介



図4 その他の施設の紹介



図5 インタビューコーナー

## (2) 事業者に対するインタビューの内容

認証施設を訪問した際、本制度についてどう考えるかインタビューを行ったので、その結果について示すとともに、制度の今後の課題について考察した。

## ア 認証取得に至った経緯について

## (ア) 個人店及び小規模施設

- ・ 食品衛生に対する知識向上のため。
- ・ 食品を扱うものとして、衛生管理に関するノウハウを身に付け、自らを高めるため。
- ・ 保育園や老人ホーム等、比較的食中毒等に対するリスクの高い消費者を対象とする立場として、必要性を感じたため。

## (イ) チェーン店あるいは比較的規模の大きい工場等

- ・ 明確な衛生基準を設定するため、あるいは会社独自の基準から一步踏み出すため。
- ・ 自社マニュアルを整備し、従業員教育に活かすため。
- ・ HACCPやISO22000等、他の認証を取得するためのステップとして活用するため。

## イ 認証を取得して良かった点、取得により感じるメリット

## (ア) 個人店及び小規模施設

- ・ 他の認証と比較して安価で小規模施設でも取得しやすい。
- ・ 大企業のように HACCP などの取得は難しいが、都の認証制度はそれらの基盤を押さえており、導入が容易である。
- ・ 都の示した基本的なガイドラインや基準をもとに、自分たちの業態に合ったマニュアルを作成することができる。また、作業工程に変更があった場合にも修正が可能なので取り組みやすい。

## (イ) チェーン店あるいは比較的規模の大きい工場等

- ・ チェーン店の場合、認証施設のノウハウを他店にも活かすことで、会社全体としての衛生管理が向上した。
- ・ 原材料の産地や仕入日などを帳票に残すことで、クレームがあった際、原因の追跡がしやすくなった。
- ・ これまで独自の方法で取り組んできた衛生管理を見直しマニュアル化できたので、衛生管理に対する不安が解消された。

## ウ メリットとは感じられない点、改善すべき点

- ・ 認証マークの認知度が低いと、都民へ PR する効果が感じられず、マークを掲げるメリットが見えづらい。
- ・ 売上の向上にはほとんどつながらなかった。

認証を取得して良かった点として特に多く挙げたのが、HACCPやISO22000等の他の食品衛生管理認証制度と比較して安価で小規模施設でも取得がしやすいこと、他の認証と比較して取り組みやすいこと、マニュアルが整備され衛生管理に対する意識が向上したこと等であり、認証を取得したことに対して一定のメリットを感じている様子が伺えた。一方、認証マークの知名度が高くないため、商品や店舗にマークを掲げても売上の増加にはつながらなかったという声も多く、本制度の認知度の低さが浮き彫りになった。

上記の取材内容のとおり、各施設はより良い商品、サービスを提供したいという意識が強く、売上の増加のためというより、自社の自主的な衛生管理向上の一助として本制度を活用しているように思われた。

#### 4 まとめ

リーフレット作成にあたって認証施設への取材を行う中で、本制度は各事業者の自主的な衛生管理を支援する点では一定の効果を得ているが、都民の認知度の低さが取得施設数の伸び悩みの原因の一つとなっていることが改めて明確になった。

本事業で作成したリーフレットは、多摩地区各保健所及び市役所等で配布し、制度の内容と各施設の取組について都民に広く周知するとともに、事業者の認証取得に対する意欲の向上につなげる一助として活用していきたい。また、一定期間経過後、配布数の状況等を確認し、都民への周知状況を把握することで、リーフレットによる普及啓発の効果を検証していく予定である。